市税・国民健康保険料は納期内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に納付してください。

市税・国民健康保険料の納期は税（料）目により異なります

■市税・国民健康保険料の納期

市・府民税（普通徴収分）	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

コンビニやPayPayでもお支払いできます

市税・国民健康保険料は、市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア（コンビニ）、PayPayで納付することができます。

※取り扱いできる金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載しています。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。このため各税（料）の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

▽申し込み　5月17日（月）までに口座振替の申し込みをした場合、納期が6月の市・府民税第1期分、軽自動車税、国民健康保険料第1期分から振替ができます。また、6月15日（火）までに手続きをした場合、7月が納期の固定資産税・都市計画税第2期分、国民健康保険料第2期分からの振替となります。

なお、振替は各納税義務者の税（料）目単位で行いますが、軽自動車税は所有されている全ての軽自動車分を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合があります）、または税務課で行うことができます。

市外金融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課までご連絡ください。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

預金残高をご確認ください

口座振替を利用する場合は、納税通知書の明細書に、申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法（期別または全期前納）を記載していますので、振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

納期限が過ぎた市税・国民健康保険料は京都地方税機構へ

納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより市税を納期限までに納めることができない人は、各納税通知書が届いてから第1期納期限（固定資産税は5月31日〈月〉、市・府民税、国民健康保険料は6月30日〈水〉）までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

問税務課収納係（☎983・2481）

コンビニやPayPayでは

●レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、一枚ずつレジに出してください。

●納付額が納付書1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。

●バーコードの印字されていない納付書は取り扱いできません。

●納期限を過ぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、次の要件で固定資産税を減額します。

減額の要件

▽住宅と居住者　新築した日から10年以上経過し、次のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下）①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）②要介護認定または要支援認定を受けている人③障がいのある人

▽対象となる改修工事　令和4年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事が完了し、補助金等を除く自己負担額が50万円以上であること

①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

▽減額期間と範囲　工事が完了した翌年度分で、改修した住宅の固定資産税額（床面積100㎡まで）の3分の1相当額を減額します。

▽手続き　改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを示す書類等を添えて税務課資産税係へ申請してください（必要に応じて現地確認を実施します）。

※申請の際にはマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類と本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）を持参してください。なお、郵送の場合は、その写しを同封してください。

※すでにこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できることもあります。詳しくはお問い合わせください。

問税務課資産税係（☎983・2480）

自動車税の納期限は5月31日です

自動車税の納税通知書を5月上旬に郵送します。お近くの銀行、信用金庫、郵便局等の金融機関、コンビニ、または京都府の納税窓口で、5月31日（月）までに納付してください。

※障がいのある人のための自動車税減免制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

問京都府山城広域振興局税務課（☎0774-23-5400）

三井住友銀行窓口における納付書取り扱い終了について

（株）三井住友銀行の窓口における市税等の納付書の取り扱いは、令和4年3月31日をもって終了します。

令和4年4月以降に窓口でお支払いされる場合は、下記の金融機関、またはコンビニエンスストア等をご利用ください。

なお、口座振替（口座引き落とし）は、これまでどおり同行の口座がご利用いただけます。

【市税等の納付書】

市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、保育料等、市営住宅使用料、放課後児童健全育成施設使用料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金など

【窓口納付取扱金融機関】

京都銀行、京都信用金庫、みずほ銀行、南都銀行、京都中央信用金庫、りそな銀行、三井住友信託銀行、枚方信用金庫、関西みらい銀行、近畿労働金庫、池田泉州銀行（※）、京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県）

※上下水道料金を除く。

問会計課（☎983-1121）

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合健保）、共済組合などがあります。

国民健康保険（国保）は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養（同居していなくても加入できる場合あり）に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。

●加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません（遡及制度）。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

●交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます（一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します）。

問国保医療課国保係（☎983-2962）